

一宮周辺の郡郷

地方豪族と地方官 大和朝廷の中央集権が確立して、名実ともに

に統一国家の体制がとつたのは、大化の改新以後のことである。これは、すべて大陸の先進国である唐の律令制度をとり入れたものであった。

すなわち最大の眼目を、土地および人民の私有を禁ずることにおき、律令制を手本とする戸籍や計帳の作製、人民に一定の土地をあたえる班田収授法、税制の革新等が強力に推しすすめられたのである。だから歴史家は、これを律令国家と呼んで、それより以前の大和国家と区別をしている。

わが一宮地方に、この律令官制がどのように及び、そしてどんな変化や影響があったかは、文献の手がかりもなく、また伝承もない

いた。地方にあっては、名門の豪族として勢威ならぶものなかつたにちがいない彼も、さすがに都では官位の低い一役人に過ぎなかつた。文面には、祖父の忍は難波の朝(孝徳天皇)で海上郡少領司をつとめ、父宮麻呂は飛鳥の朝(天武天皇)に同じく少領司に仕えまつり、次いで藤原の朝(文武天皇)には大領司に進んだ、また兄の国足は奈良の朝廷(元明天皇)に引きつづき大領司をついでいる、願わくば父祖の功績をもって、自分をまた海上郡大領司に補せられんことを請いねがう、という意が表現されている。

これによって、国造かならずしも無条件で郡司というわけではなく、治績いかんでどんどん廃されていたことや、またその任官を切望されていたことなどが推知されるのである。またこの文書は、中央集権の確立された律令新制度の下にあって、なお旧時代の国造系豪族が地方官の地位にとどまって、地方民に名門として君臨していた事実を示すものである。

埴生郡と長柄郡の諸郷 平安朝の延長年中(九三三—三〇年)、源順の撰になる『倭名類聚鈔』(略して和名抄と通称)に載る両郡の諸郷から、一宮附近の上代を少しく考察してみよう。ただ残念なことに、半ば以上が現在のいずれの地か不明である。

しかしこれら諸郷は、原始聚落の発展すなわち後身とみられるから、将来の考古学的研究や遺跡遺物の発見などによって、解明を見ることが予想されよう。

さてこの頃、総ノ国は上総と下総に分けられていたが、上総は十五郡、下総には十一郡が建置されていた。試みに、その後の国・郡・

ので具体的なことは、なにひとつ判っていない。しかしながら、一宮の奥地から夷隅の地に古墳を築造した豪族たちも、奈良時代以降は律令組織の中に入って、有力な地方機構の推進者となったであろうことは疑いない。

このとき採用された地方制度は、国造の政治権力を極度に弱体化して、中央集権の実をあげるための官僚組織の普遍化であった。まず大化二年(六四六年)に、従来の国造や県主を廃止し、かわって諸国に中央から国司を任命派遣して地方政治を管掌させたのである。そして旧国造を諸郡の大領(郡領または郡司ともいった)とし、その下に隸属させた。

旧国造は、国府の下におかれた郡家(郡院ともいう)にあって、国司の指揮下におかれた単なる地方行政官にすぎないこととなったわけである。

一面にこれは、従来どおり手なれた郡司に地方民心の把握操縦をまかせ、これを利用して中央政府の支配力を大いに強化し、かつ浸透させようというねらいでもあったのである。

当時の中央と房総地方官との間の消息をうかがう好箇の資料は、東大寺正倉院に伝えられている『下海上国造他田日奉部直神護の啓状』である。それは、今の銚子附近にあった下海上国を廢して海上郡を建置してより後の、天平二十年(七四八年)に国造家出身の日奉部神護なるものが、郡の大領にして欲しいと中央政府に提出した解(申請書)である。

その解によると、彼は従八位下の中宮舎人(中宮)で左京七条に赴任して

郷の経過を文献から拾えば、左のとおりである。

白雉三年(六五二年)四月、五十戸を里とし里毎に長一人を定む、国・郡・里の秩序をたて里は村を統ぶ。令制五十戸を一里、一郡二十里を限る。

大宝二年(七〇二年)九月、大宝律令の制定による郡制は、大郡(二十里より十六里)・中郡(十五里より十二里)・中郡(十一里より八里)・下郡(七里より四里)・小郡(三里)の五級に分ける。

和銅六年(七三三年)五月、詔して諸国の郡・郷名は佳字二字を用い、各国に風土記を編纂させた。

靈龜元年(七一五年)式により里を改めて郷とした。

養老二年(七一八年)五月、平群・安房・朝夷・長狭四郡を割いて安房国を建置。

天平十三年(七四一年)安房国を上総国に再び併合。

天平宝字二年(七五八年)上総国よりまた安房国を分置。

天長三年(八二六年)九月、上総・常陸・上野をもって親王の任国とし、守を太守と称した『類聚三代格』。

安房と上総の分合を三度もくりかえしている事情が、どういふところにあったかについては、これという史料もなく明らかでない。あるいは、上総国の繁栄による発展が行政区の細分を招致したのかと思われる。そして幾ばくもなく復帰併合し、また分国したのは鋸山系にさえぎられた猫のひたいのような安房国の、統治不便に手をやいたからでてもあるうか。

この名残りかと思われるものが東上総にみられ、『和名抄』にの

る安房国朝夷郡置津郷が、いま上総国夷隅郡興津となつてのこつて
いる。分合も我聞せずといった住民感情の所産か。住む人の心情は
昔も今も変わらない。

さて数次にわたる郡郷の変遷を経て、ようやく地方制度もいとお
うの整備をみたものごとく、『和名抄』には安房四郡・西上総六
郡・東上総五郡が載っている。

西上総に一郡多いことは、ここにも人煙の稠密、東上総よりはる
かに多いさまが窺知される。所詮ひとあし早く開けた東総は、後進
の西総に伍してゆけなかつたのであろう。

東上総五郡は武射・山辺・長柄・殖生・夷灣であつて、一宮の属
する長柄・殖生両郡の郷数十二、おのおの六郷より成る。

(註) 下総国にも殖生郡があるため明治十一年かれを下殖生郡、これを上
殖生郡と区別し、明治二十九年長柄・上殖生の両郡を合併して今の長生
郡を建置した。

各郷名とその推定地域を『大日本地名辞書』(吉田東伍・明治四十
年刊)に拠つて、左に列挙しておく。

国郡の沿革については、早くすでに下総出身の国学・地理学者村
岡良弼の『大日本地理志料』があり、また東上総の房総研究者の
中村国香『房総志料』、安川柳溪『上総国志』等があつて、それぞ
れ本地方の諸郷を考証しているが、いずれも類推にとどまるもの多
く、確定的とみられる古郷推定地はいつて少ない。土地の盛衰流
転も生滅滅已に変わりなく、歲月のかなたに没し去つて遺称すらと
どめていないのである。

●殖生郡(古称波牟布がハニフとなりハブとなった)

殖生郷―旧東浪見村・一宮町に推定。中世に広く殖生庄また一宮
庄、あるいは一之庄を称した

●金田郷―金田・岩沼の辺か、高石郷の誤書で高師かの説もある
●小田郷―山田郷の誤りで旧土陸村北山田のあたりか、四天王寺縁
起に山田と見える

●坂本郷―長南町坂本が遺称、旧五郷村・鶴枝村あたりか

●横栗郷―未詳、旧東村・西村辺か

●河家郷―未詳

●長柄郡(古称奈加良、いまナガラという)

刑部郷―刑部の遺称あり、旧水上村・日吉村の辺か

管見郷―旧長柄村・二宮本郷村辺か、一説に旧土陸村寺崎の旧称

●勝負をその遺称かという

●車持郷―藏持の遺称あり、旧庁南町・豊栄村辺か

●兼陀郷―呂陀の誤書として本納町上太田・下太田を宛てる

●柏原郷―栢原の誤りとして本納町萱場を遺称かという

●谷部郷―茂原町長谷を遺称かという

以上を概観すると、必ずしもすべてが首肯に値いするとは言いが
たい。

地名の解釈には常に牽強附会がつきまとうもの、一説にすぎない
ことも亦やむを得ない。したがつて、異説もいくつか出てくるわけ
である。

例えば、小生田・小野田(上・下に分る)を小田郷の旧地、金田

を兼陀郷の遺称とする説もある。もっとも金田は、もとカンダと呼
ばれ玉前神社の神田とみる説もあり、殊に郡を異にする点からも否
定されよう。

また谷部郷の旧地という茂原市長谷は、これをナガヤといつてハ
セと呼ばぬところに一抹の疑いがのこるが、これは長い間に字音が
転化したものかも知れない。

中世の一宮附近の郷・庄

中世以降は、両郡の出入はげしく混
乱にちかひものがある。いったい郡郷名のみだれば、平安時代に入
つて地方制度が弛緩するとはじまる。庄・保発達してその称
呼さかんとなり、戦国の武将各所に土地を掠略して私に郡名・庄名
を称するに及んで、地名の錯雑混乱は一つの風潮となつて全国を覆
つたかの観がある。そして鎌倉期より足利、足利も末期と下降する
にしたがつて名称いよいよ乱れ、庄や郷を郡と私称し、あるいは村
を郷と濫称して庄名の下につけるなど、郡郷庄の秩序はまったく失
われてしまった。

本郡下、その好例を二、三の金石文から示せば、

長北郡本藻原郷―応永十六年(一四〇九年)長尾橋神社鰐口銘

長北郡藻原之郷―永録六年(一五六三年)藻原寺造像札銘

長保郡山根郷―天正十六年(一五八八年)飯尾不動鰐口銘

殖生郡太田郷―又村―元和三年(一六一七年)本納町万光寺鰐口
銘

長保は長北(チウホ)の音借字、北条の北と同様であつて、長
柄郡北部の私称にすぎないが、奇異に思われるのは藻原が長柄郡の

東南に当たることだ。これを北と称しているのは、一宮地方がこの
ころ長柄郡下になつていたからである。

ところが、長柄郡の北部に当たる太田が殖生郡を濫称しているの
だから、乱雑まことに怪奇にちかひ。その南の山崎(旧二宮本郷
村、今茂原市)に二宮神社があつて、このあたり長柄郡に介在しな
がら、やはり殖生郡を称していた。

いっぽう長柄郡南部の長南(廳南を宛てる)が、殖生郡を濫称し
ているという乱脈ぶりである。

われわれは乱称の極端な例を本郡にみるが、これがどういふ事情
によつて近世にまで及んだものか定かでない。

さて長柄郡の郡衙、すなわち郡家のあつた地は何処であろうか。
長柄町に国府里があり、相接して国府関(茂原市)があるが、か
つてはここに上総国府あり、後に市原郡に移されたための遺称との
説が行なわれた。

しかも郡の西に廳南という地名があるところから、これを国府の
南に由来する地名と解して裏づけたものである。

諸国に国府移動の例なきにしもあらずだが、上総の場合はまったく
根拠がない。

国府の文字にこだわれば、夷隅町にある国府台も市川市国府台と
同じく国府由来説が成りたつ。

いずれも単なる文字にとらわれた考証であつて、吉田東伍の『大
日本地名辞書』に説破したように、諸国の郡の地名と性質を同じく
する遺称である。

上総海上郡家の故地が小折の遺称をとどめているのと同様、郡の借字転化であって長柄郡家の旧地と見ることが出来る。

かつて三十余年前、同地の民俗研究家内田邦彦医師は、国府里の水田改修工事に際して多くの田下駄・木椀・木鍬らしき木製品多数を掘り出したことがあったが、今日の考古学ブームと進歩した湿地遺跡発掘の技術に際会していたら、おそらく貴重な研究成果をあげ長柄郡家についても、何らかのヒントを得たのではないかと惜しまれる。

ところで植生郡家の所在地の方は、何の遺称もとどめず全く不明である。わずかに他の例から推測して、植生郷が植生郡の中心をなすと目し、その植生郷を一宮附近に擬すにとどまる。まず、この附近に植生郡家の故地を求めるのが、もっとも妥当ではあるまいか。かつては一宮本郷の称もあって、これが植生郷の本郷たるかを思わせる。

旧西村に植生沢(長南町)あり、これを植生郷の遺称という説もあるが、若荷沢とともに山間不毛の地帯で、夷隅郡家への山道筋にすぎず、とうてい郡家所在の地たり得ない。強いていうならば、植生郡植生川水源の沢地という意味の地名と見るべきであろう。中世に一宮庄を称するようになって、その境域はなほだ広大にわたり、長生郡東部の旧町村、太東・一宮・土睦・一ツ松・白濁・南白亀・関・八積一带を包含していた。古記録の二、三に次のようなものがある。

(イ)一宮庄内金屋、明応九年(一五〇〇年) 横浜市弘明寺鰐口銘

(左側) 大旦那平氏朝臣正木種成公、願主別当禪貞敬白
(裏面) 元龜三壬申三月吉日
と陰刻されていたという。「平氏朝臣正木種成公」という氏名の書きかた、また「元龜三壬申三月吉日」などの年号書式は、金石文の常識からみて足利時代の慣行に反しており、どうも後人の偽刻としか認められない。

それはともかく、以上述べたとおり一宮庄の中世における繁昌は、いちじるしいものであった。これには経済力もさることながら、大きな地方政治力も作用したことを考えないわけにはいかない。玉前神社の神威を基盤とした有力な地方政治力、これが一宮庄の発展をもたらした大きな要素であろう。これは隣接の二宮庄についてもいえることである。

もし既述の能満寺・久原・大谷木(富貴楽古墳)の各前方後円墳ならびに古墳群をのこした豪族の子孫が、国造級のものであったという見解が認められるならば、植生郡司またこれにつながるとなす説も、あながち不合理ではないと思われる。

さらに看過し得ないのは、大谷木・永井・久原・西湖・大井・葛田等の植生川に面する地帯を内植生と呼び、古墳群台地の北側なる三ヶ谷・立木・野牛・坂本等の地帯を外植生と汎称していることである。しかも、この地帯のみ長生郡下に稀有の埴輪を出土する古墳二ヶ所あり、また大形勾玉(今亡)や古墳前期の和泉式土師器の発見されるなど、裏づけとなる資料も少なくない。

いささか飛躍にすぎる嫌いはあるが、如上の古墳群の地域は一宮



高藤山にある高塔の城址の碑

(甲)一宮庄椎木郷長坂、永禄八年(一五六五年) 夷隅郡行元寺経巻
奥書

(イ)一之宮庄東村、元龜三年(一五七二年) 夷隅郡東村鰐口銘

(ロ)二庄寺崎郷、天正二十年(一五九二年) 寺崎宮崎文書 (これは

一ノ庄といったもの)

右のうち、(イ)は同村薬師堂にかけられていた鰐口という。現存しないので調べようがないものの、どうも偽物ではないかと思われる。長生郡東村は明治以後の村名でヒガシ村、夷隅郡東村はアズマ村といつて古くからある村名であるから、これは夷隅郡東村ということになるが、それにしても夷隅郡中部にまで一宮庄が及んでいたとは受けとれない。左のごとく、径九寸の鰐口の両面に、

(右側) 奉鰐口一懸上総国一宮之莊東村薬師如来御宝前

のバックグラウンドとして、最も重視されるべきところ、郡衙の故地をこのあたりに求めても、さほど無理ではなからうと考えられるのである。

これを地理の上から案ずるも、北は茂原を経て長柄郡家へ、また芝原沃田のかた長南より六地藏・追分の峠をこえて上総国府に通ずる古道があり、南は夷隅郡家を指呼の間にのぞみ見る要地である。加えるに、延喜式名神大社玉前神社の社は眼前に横たわり、その加護を求むるに屈強の位置にある。

さればこそ、近古より中世にいたっても上総氏の居館あり、上総権介広常あるいは常秀・秀胤父子等の武將が大柳館をかまえて、この地方におおいる勢威をふるうことができたわけである。

(註) 上総権介広常・常秀・秀胤については、封建前期の条ならびに佐久間氏の広常論考を参照されたい。

広常の居館を、中村国香はその著『房総志料』の中に、夷隅郡旧布施村殿台(今は大原町)の地としてから、人これを信じ、各書みな踏襲して『大日本地名辞書』もそれを採用している。

しかし根拠はなほだ乏しく、また一宮町高藤山城跡なりとする説もある。高藤山はすこぶる要害の地であるが、平安朝末期の武門の館として、すこぶる難色つよく認めがたい。まず全国的視野にたつて山城の沿革を考究すれば、おのずから釈然たるものがある。

なお広常居館を一宮大柳館として発表したのは、徳富蘇峯の『源頼朝』(昭和二十八年十二月刊)が最初であろう。同書の上巻一四〇頁に、頼朝再挙の房総経路図あり、その中に朱をもって図示されている。これはおそらく、同翁歴史書の助手を多年つとめた山武郡成東出身の歴史学者、高橋源一郎(故人)の説によつたものであろう。

東上総の防人

房総壮丁の活躍 東国の原始小国家群の統一が一段落して、次に頭痛のたねであったのは、北方みちのくに跳梁する蝦夷への対策であった。これが鎮西の政策とあいまって国防の急務となり、八世紀早々の大宝律令（七〇一年）による軍団の新設となったわけである。房総はあたかも蝦夷地防備の兵站基地たる観あり、このとき五軍団が設けられた。史に見えるところでは、安房の平群軍団・上総の市原軍団・下総の葛飾軍団の三つだけで他は不明であるが、東上総の長柄か武射あたりと東下総の香取か海上辺に各一軍団があったのではないかと、想像される。

当時の制、千人以上を大軍団・六百人以上を中軍団・五百人以下を小軍団としたが、房総諸軍団は何れにあたるか、これも明らかで

ない。わがくに初の徴兵制度によって集められた壮丁は、それぞれ自国の軍団に収容されたが、彼等は一年交代で都にのぼり衛士として宮廷を警固する義務も負わされた。またこれとならんで、三年交代をもって九州筑紫の海岸を防備する防人の制があった。

天平二年（七三〇年）九月、防人は諸国軍団よりの撰出を止め、東国出身者のみを採用することとしている。すなわち防人は奈良朝も中期をすぎると、ほとんど遠江・駿河（今の静岡県）以東、特に関東の兵士をもってあてられるようになったのである。

広大な関東の平原や房総の丘陵に日夜馬を走らせて育った若者は、おのずから尚武勇敢の気風に富み、戦陣にのぞんでは強豪よく敵を圧倒したにちがいない。しかも阿総の住民は、しばしば蝦夷地の遠征にかりだされ、戦争の訓練と経験を積んでいたのである。

記録から拾えるものだけでも、

一、靈龜元年（七一五年）五月、上総ほか関東五ヶ国の富民一千戸を陸奥国に移し、蝦夷の防備をかためた

二、神龜年中（七二四―八〇年）上総はじめ関東八州より鎮兵を出して陸奥・出羽の蝦夷を防禦した

三、天平九年（七三七七年）上総ほか四ヶ国の騎兵一千人を發遣し、陸奥・出羽の山海河道を開いて蝦夷を征圧した

四、天平宝字二年（七五八年）十二月、関東諸国の騎兵および俘夷を發し、陸奥国桃生・出羽国雄勝の二城を築かせた

五、同三年九月、関東八州と北越四ヶ国の浮浪人二千を移して雄勝の柵戸とし、上総等七ヶ国より送った軍士・器仗を割いて雄勝・

桃生二城に貯えた

六、宝龜七年（七七六年）五月、出羽国志波の蝦夷叛乱し下総等三ヶ国の騎兵がこれを伐った

七、同年七月、房総三国と常陸に船五十隻を造らせ陸奥国に置いた八、同八年（七七七年）五月、下総ほか三ヶ国に命じて甲二百領を出羽国に送らせ、蝦夷の鎮定にそなえた

など、枚挙のわずらわしさに耐えぬほどである。このような経験が、尚武の気質に加わったのだから、鎮西の防人を東国の壮丁に限るとしたことも、まことにうべなるかなと肯ずかれる。

長生郡出身の防人の歌 かくて房総の各地から、多くの壮丁が防人として北九州の要地をまもる任におもむいており、彼等の詠じた歌がたくさん『万葉集』に載せられている。どういうわけか、軍団に入ったものや衛士たちの歌はひとつもなく、房総はじめ駿遠以東諸国の防人のうたったものばかりである。それらを読むと、当時の東国の青年がいかに純真であったか、またおおらかな人間感情に生きていたかが、まことによくうかがえるのである。

防人の發遣は、それぞれの本国から難波津（今の大阪港）まで、国司の責任をもって送りとどけることになっていた。この役を防人部領使といつた。『万葉集』卷二十には、天平勝宝七年（七五五年）二月交代の防人をつれていつた「上総国防人部領使少目從七位下茨田連沙弥磨」と「下総国防人部領使少目從七位下県犬養宿称淨人」の二人の名が出ている。陸行数百里の東海道をたどって難波の津に行き、そこから瀬戸内海の船路を経て筑紫にいたる千里の旅は、憂

いものどころか困苦をきわめたものであつたらう。

『万葉集』にのるかずかすの防人の歌には、こうした人々の旅愁や肉親別離の哀情がにじみでていて、千年の歳月を経た今日なお読むものを感動させずにはおかない。さればこそ巻末に、その選者と いわれる兵部少輔大伴家持も、「防人の情に為りて思を述べて作れる」という長歌を手向けたのである。これもその文意は当時の防人としてのぶにたるものがあるので、原文のまま左に抄記しておく。

「大王の命かしこみ 妻別れ 悲しくはあれど 丈夫の情振りおこし とりよそひ 門出をすれば たちねの母かき撫で 若草の妻取り付き 平らけく 我は奈はむ 好く去きて 早選り来と 真袖持ち 涙を拭ひ 咽びつつ 言語すれば 群鳥の出で立ち難に 滞り 顧みしつ つ いや遠に 国を来離れ いや 高に 山を越え過ぎ 蘆が散る 難波に來居て 夕汐に 船を浮け居多 朝なぎに 船向け漕がむと 侍候ふと 我が居る時に 春霞 鳥廻に立ちて 鶴が音の 悲しく鳴けば はるぼると 家を思ひ出 負征箭の そよと鳴るまで 歎きつるかも

反歌

海原に霞たなびき鶴が音の悲しき宵は国方し思ほゆ 家おもふと寐を寝ず居れば鶴が鳴く蘆辺も見えず春の霞に (註) 長歌の中の「たちね」は母、「若草」は妻、「むら鳥」は出でたつ、「蘆が散る」は難波の、それぞれ枕詞である。長歌は短歌の五七五七七に對し、五七五七七とつづけて五七七で終る万葉集独特の詩文体、これに附属する反歌は、長歌の意味をエッセンスしたもの、または補強する役目を持っている。

両親や妻子にわかれ、故郷をあとにした防人の心境や旅情は、この長歌のとおりであろう。同書に、天平勝宝七年（七五五年）赴任した東上総出身の防人がよんだ歌四首を載せている。

庭中の阿須波の神に木柴さし吾は斎はむ帰り来までに

（主帳丁若麻績部諸人）

外にのみ見てや渡らも難波瀧雲居に見ゆる島ならなくに

（武射郡上丁丈部山代）

我が母の袖持ち撫でて我が故に泣きし心を忘れぬかも

（山辺郡上丁物部乎刀良）

筑紫方に船向る船の何時しかも仕へ奉りて本郷に船向かも

（長柄郡上丁若麻績部羊）

はじめの歌の作者には郡名がないが、後の若麻績部と同じ長柄郡出身かとみられる。阿須波の神は、『大言海』に足場の転訛とあり、旅行を守る神という。旅立ちにあたり、帰るまでの守護をいのる神を屋敷内に奉祀する風習は、上代には強く行なわれていた。常陸国鹿島に阿須波明神あり、庭の神・旅の神として古来尊崇されており、この神に祈願して旅立つところから「鹿島立ち」の語がおこったといわれている。庭の一隅にまつてある阿須波神に、木柴をさしたてて神籬をつくり、筑紫から帰って来るまでの加護を祈願して来たことを詠ったものである。一説に、作者は防人の留守家族で、そちの帰って来るまでは家の庭に鎮座する阿須波神に木柴さし幣帛を奉って、旅行の恙なく安からんことを祈り待つて居るぞ、と解している。ともあれ当時は、かまどの神と同じように家々の庭に、あ

すはの神が祭祀されていたのである。次は、雲たなびくところに見える島でもないものを、家郷をはるかに後にしていよいよ遠い海路をわたって往かなければならないのかと、望郷家人への思慕を詠じたものである。難波から西の方に遙かに見られる島々を、雲居に見ゆる島とよんだのだと契沖は説いている。三は母親との別離のひとときを絵に見ることし、わが母がみずからの袖を持って私を撫でながら、子故の涙にくれていたあの心情が思いだされてならないとの感懐である。『万葉集古義』にも、「歌の意、かくれたるすじなし、い

つくしみ孝養ともに、あはれなる歌なり、みやこの人およばむや」と感懐を述べている。この歌につづいて市原郡の壮丁の「蘆垣の隈所に立ちて吾妹子が袖もしほほに泣きしぞ思はゆ」があり、正に純朴な上総防人の叙情秀歌として誇るに足るものだ。最後の歌は、筑紫行きこの船が船を郷里の方へ向けて帰れるのは、いつのことであろうかとの感懐をうたったものである。いずれも、これが本土のおわかれという船出に、万感胸にせまって詠じた歌であろう。

遺憾ながら、下総埴生郡の防人の歌があつて、上総埴生郡のそれがないが、このとき部領使「たてまつれる歌の数十九首、ただし拙劣なる歌は之を取載せず」と記して十三首が採られているから、棄てられた六首の中に必らずや存したことと思われる。

長柄郡の防人、若麻績部羊や諸人が、どのあたりに住んでいたかについては、もとより知るよしもないが、当時の重要産業たる機織部族が長生郡下に繁延していたことも、これから推して知られる。

（註）『万葉集』巻二十（佐々木信綱編・岩波文庫本）に拠る。

平安時代（一宮地方）

律令国家の再建 八世紀の末から十二世紀のおわりまでの四百年間を、歴史の上では平安朝と呼ぶ。わが国史の上では、たぐいまれなる長い時代である。だから美術史や何かの方では、弘仁・貞観・藤原の各期に分けたり、あるいは延暦・藤原の二時代としたり、その他いろいろの分けかたをしているのである。

この時代は、斜陽化した律令国家を再建する目的にむかって、あらゆる努力が払われたときである。

それは、陸奥の国に化外の蝦夷を擁してこれが対策に手をやき、いっぽうには打ちつづく天災や凶作になやまされ、しかも内には貴族・豪族・社寺等の土地私有化が高度に進み、それらが、よつてもつて律令国家の経済的基盤を危くするという、まことに苦難に満ち

た時代であった。

そして、奈良仏教と中臣鎌子、のちの藤原鎌足にはじまる宮廷貴族、藤原一門の力が、朝廷を大きく動かしていた時代でもある。思えば、このふたつが平安中期以降の律令制の敗退と官僚の墮落を將來することになるのである。以下すこしく、その変遷と上総地方の情勢について、考察してみよう。

奈良時代の行きつまった政治に、あいつぐ天災や饑饉・疫病の回復が拍車をかけて、全国にみなぎる社会不安は増大するばかりであった。これが、仏教を国家宗教たらしむるに至った大きな力といえよう。

聖武天皇は、沈滞した国運を打開して民生を安堵させるためには、仏法を信奉してその加護を仰ぐの他なしとして、天平十三年（七四一年）諸国に国分僧寺（金光明四天王護国寺）と尼寺（法華滅罪之寺）建立の大詔を発したのである。かくて、皇室や貴族の帰依信仰によって庇護された仏教が、これまでの陰陽師にかわって朝廷を左右するようになった。

宗教が政治に介入すれば、国かならず危きは千古の鉄則であるが、奈良時代も末に近づくにつれ、その弊害は極致に達するに至った。また南都七大寺はじめ、相ついで建立された諸寺院の老大な維持費もさることながら、造寺や造仏に費やされる国帑も莫大な額にのぼるばかりであった。

平安朝に入って、新政府の何よりの急務が、仏教の政治介入を排除し、財政を緊縮することとなった所以である。

ために桓武天皇は即位するや、まず延暦三年（七八四年）山背国長岡への遷都を断行し、仏寺勢力の牙城をのがれて従来のくされ縁をたちきること努めた。しかしながら、奈良を距たること僅かの地とて、思うような成果をあげるにいたらず、十年ほどで更に山背（このころ山城と改める）の平安京（京都）の都づくりに移ったのである。

平安朝廷における最大の政治理想は、弛緩した律令国家の再建にあった。まず官吏、特に国司の監督と班田制の励行につとめ、健児の制をしいた。

これは辺要地以外の諸国軍団を廢し、その代りとした募兵で、郡司等の名門の子弟から簡拔してあてた。

記録にのこるところでは、上総百人・下総百五十人・安房三十人の健児となっている。この百人の中の何十人かは、わが一宮の属する殖生および長柄兩郡司はじめ、東上総の名門や豪族から選ばれた壮丁であったのである。

地方行政の強化 次いで嵯峨天皇の弘仁年中（八一〇—一三三）年）、機密文書や訴訟をつかさどる天皇直属の機関として藏人所を置き、検非違使・押領使・追捕使などの官職を設けた。検非違使は今の警察署長のようなもので、もっぱら警察行政にあたり、治安のみだれるにしがって諸国に置かれるようになった。

上総国には、半世紀おかれて貞観九年（八六七年）十二月、検非違使一員と主典一員を配置されたことが、旧記にみえている。劍を帯び笏を把るとあるから、今の儀式にみかける神主のような

の諸使による強化策がとられるようになった。

上総国もまた例外ではなかったが、特にこの国の場合は、まったく荷厄介な存在によって悩まされた。他国にもまして多く配置されていた俘囚という難物があり、それがしばしば叛乱し、あるいは暴動をおこして国内の治安をみだしたのである。

史上に散見するだけでも、左のとおり九世紀の間にひんびんと天下を騒がせ、鎮庄に兵を出している。

- 一、承和十五年（八四八年）二月、上総の俘囚丸子廻毛等叛乱し、上総・下総・相模等の連合軍これを討伐、五十七人を斬る
- 二、貞観十二年（八七〇年）十二月、上総国をして俘囚を喰さしむ、勅に「夷俘等野心を挟み華風に染まず、或は火を行ないて民屋を焼き或は兵を持して財物を掠む、群盜恐らくは是より起らん、宜しく捉搦を加え其の賊心を改めしむべし、若し皇化に向うものは優恤を加え教諭に背くものは奥地に追放せん」とある
- 三、同十七年（八七五年）五月、下総の俘囚叛乱をおこし官や寺を焼いて良民を殺す、上総他三国の兵これを鎮庄す
- 四、元慶七年（八八三年）二月、市原郡の俘囚四十余人をむいて官物を盗み、民屋を焼いて人民を殺し山中にこもる、上総諸郡の兵数千を奏請して、ようやくこれを討伐鎮定した

（註）俘囚・夷俘が、朝鮮半島巡符の捕虜か奥羽征伐の蝦夷か、いろいろ取沙汰されるが、正体は明らかでない。しかし一種の奴隸人口たることは、まちがいないからう。

などと、わずか三十五年の間に四回も大騒擾をひきおこしているは

姿をした役人が、劍をさげて管内を巡察し、地方官吏や人民たちにニラミをきかせていたわけである。

押領使や追捕使も多少の相違はあったが、地方官吏の不正や土地の押領を監察し、あるいは群盜野盜のたぐいを取りしまるなど、もっぱら国司の警察行政を補佐するのが役目であった。

当初はいずれも、中央の貴族出身者が任命されたが、のちには在地豪族の実力者をもって当てるようになり、これがまた武門に合流するに至るのである。

当時の地方行政が、いかに素乱し無力化していたかは、かように種々の官職名の取締人を要したことをもって、よく推察することができる。

そのころの武藏国のごときは、凶賊党をなし群盜山に満つるありさまで、各郡ごとに検非違使を置いたほど治安は悪かった。貞観三年十一月のことである。

また翌年五月には、備前国司が官米八千斛を船に積んで上納の途中、海賊団におそわれてそっくり強奪された上、百姓十一人が惨殺されるといふ椿事がおこっている。『三代実録』にも、この頃海に陸に無頼の賊徒群をなして往還の良民を殺害し、公私の財物をかすめとると記してあるくらいだから、もってどんなに地方の治安が悪化していたかが想像されるであらう。

（註）諸国の政治を監察するために巡察使を派遣することは、早くから行なわれていたが、平安早々の延暦元年（七八二年）には、国司の政治や官物の監査のため勘解由使を置いて、鋭意地方政治の作興に努力した。しかし地方治安はますます悪化する一方であったため、検非違使その他

どであるから、一人二人の脱走という小事件は数えきれぬほどあったと思われる。そういうのが野盜や強盜化して出沒し、東上総あたりで良民を畏怖せしめ被害をあたえたことも甚大であつたらう。しかも上総国は、こうした俘囚のために俘囚料の稻二万五千束を供出していたが、それが良民の汗と膏の結晶であるから皮肉なものといえよう。

（註）『延喜式主税』に、俘囚料上総国二万五千束・下総国二万束と、上総の負担が多いのは俘囚の数が圧倒的に多かったからであらう。

これも一方的に、ただ俘囚の性質が凶悪であつたとばかりは言えず、管理する役人側のやりかたに重大な欠陥があつたがため、すなわち処置よろしきを得なかつたことを認めるべきではあるまいか。つまるところは、地方役人の素質劣悪をものがたっていることにな

かような役人がうようよしていたのでは、險惡な世相をかもしたし社会不安を増大して、人心の頹廢するのは当然であらう。為政者が何よりも先ず真剣に、人造りの問題と取りくまなければならなくなるのは、昔も今も変わることはない定石である。

神社行政の刷新と一宮の成立 平安朝廷また想をここにいたし、綱紀肅正と世道人心の作興を神道にもとめた結果が、平城天皇の「神社修造の勅」となって現われたといえる。

あたかも平安中期以降、朝廷の綱紀衰退このかた神社行政も投げやりになっていた。神社への奉幣もすたつて甚だしく略式となり、各地の神社も荒廢ようやく目だつというありさまであつた。おろそ

かになった祭政一致を旧に復するため、この詔勅を見ることとなつたわけである。

一宮の玉前神社も、このころ三回にわたって神階の陞叙が行なわれている。

最初は貞観十年(八六八年)、つぎは元慶元年(八七七年)と八年に、左のとおり宣下された。

清和帝、貞観十年七月二十七日戊午、上総国従五位上勲五等玉前神に從四位下を授く

陽成帝、元慶元年五月十七日丁巳、同上、正四位上を授く(下の誤り)

光孝帝、同 八年七月十五日癸酉、同上、正四位上を授く

(三代実録所収)

これをもって考えるに、すくなくも平安朝の中期における玉前神社は、上総有数の名社であつて中央にも重んぜられていたことが知られる。

さればこそ醍醐天皇の延喜年間(九〇一—二二年)に、諸国の神社資格を一定して『延喜式神名帳』がつくられたとき、玉前神社は上総国名神大社として登録されたのである。

由緒ある諸国の名神大社に、神祇官の奉幣する官幣と国司等の奉幣する国幣の両制度があつたことは、古来のしきたりであるが、この神名帳によつて全国三三三座の式内社は確定をみることになつた。

これと相前後して出来たものか、諸国に一社を撰んで一ノ宮と称

るものである。

ともかく、玉前神社が上総一ノ宮に撰定されたことは、東上総の上代史を考える上にも重要なウエイトを持つ。前篇に詳述したように、房総最古の能満寺古墳の地に接して、最古の由緒をもつ一ノ宮の鎮座することは、必ずしも偶然とは思えない。

上総二ノ宮は、旧二ノ宮本郷村山崎(現茂原市)の二宮神社といわれている。往古の二ノ宮莊總鎮守といわれ、かつては周囲を長柄郡にかこまれて、この地帯だけ埴生郡の飛び地になっていた。長柄郡には、延喜式内の旧社橋神社があつて、のちにこれを二ノ宮と誤まるものが多い。しかし、山崎の二宮神社は一ノ宮に次ぐ古社との里伝はあるが、祭神は五瀬命あるいは鷲草葺不合尊というだけで、玉前神との縁由については何もわかっていない。三ノ宮は、隣接の旧土陸村(現陸沢村)北山田に三宮神社がある。祭神は五瀬命・稲飯命・三毛入野命、毎年九月十三日の秋祭に神輿が玉前神社に会合し、東浪見釣ガ崎に海中渡御する神事が行なわれている。(玉前神については前篇中「東上総の珠と玉前神」参照)

土地制度の崩壊 前述のように、神社行政の革新によって世道人心のたてなおしをはかり、警察行政の強化によって地方治安の回復につとめたが、しかもなお律令国家の基盤をなす土地制度の崩壊は、もう如何ともすることが出来ないところまで進んでいった。一難去つてまた一難きたるといふ言葉のとおり、衰退ひとすじの宿命には、次の禍根がおおきく根ざしていたのである。

禍根、それは荘園の発展による公地公民制の自壊である。権力を

することが普遍している。いずれの時に、いかなる事由で何びとが定めたか、いっさい明らかでないが、『今昔物語』に周防国(山口県)一ノ宮玉祖大明神の記あるを文献の初見とする。

一般の例でみると、一ノ宮はその地方を開拓した功勞神で、鎮座地は宮居の跡地あるいは何らかの関連をもつ地であることが多い。その地方で由緒の古い、そして篤信されている神社が、次第に勢力を得て首位におされ、遂に公認されたものではないかという見方もある。だいたい平安朝の初期にそういう事実が出来あがり、鎌倉初期ごろには具体的に固定してしまつたかと思われふしがある。

その発生についても学者の間に、次のような諸説が論じられている。

一、神祇官や国司が、国内神社への布告通達の触頭(ふれがしら)としたものが、いつしか一ノ宮となつた。

二、国司就任の際の代表的参拝神社が、一ノ宮と呼ばれるようになった。

三、国司が国内巡拝のとき、最初に参拝する神社である。

四、官社のうち、その国で神位最も高く、しかも累進の早い神社が一ノ宮となる。

どれも一説たるにとどまるが、『延喜式』が制定されて、いつしか各国で主要神社に等級をつける風潮がおこり、やがて一ノ宮の発生をみたもののようである。そして、つづいて二ノ宮・三ノ宮・四ノ宮などと呼ぶものが出てきたと推考される。のちに、一郡や一郷内で一ノ宮を称する神社が現われている例は、たまたまこれを裏づけ

ほしいままに駆使する朝廷貴族と、有力な社寺とのもちつもたれつ の勢力増大は、せつかく中興しようとする律令制(公地公民の土地制度など)を、内部から崩壊にみちびく素因を醸成していった。すなわち種々の特権を与えられた貴族や国家的保護を加えられた大社・大寺は、おのおの広大な荘園や社寺領と私民を擁して、絶大な社会的・経済的實力を持つようになり、やがて国家権力を滅殺するに至つたのである。

中にも、朝廷貴族として最大をなし政治の實権を名実ともに掌握した藤原氏は、道長・頼通父子の代になって、その榮華は頂点に達し全盛をきわめた。道長の歌に「この世をばわが世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと思へば」とあるのは、位人臣の榮に尽きる満足感を表明するものとして、よく人口に膾炙している。

実に、天下の土地ごとく藤原氏一門ならびに氏寺興福寺の所領といわれるほどの富力を持ち、要路の官職またことごとくが一族の独占するところというありさまであった。

たまたま一宮に程近い茂原市に、これを証するに足る藤原氏の荘園があつた記録があるので、以下にこれを記しておきたい。それは、永久四年(一一一六年)三善為康の編んだ『朝野群載』にのる施入帳の一節である。藻原庄と田代庄の両荘園であるが、前者は東方を清水野、西方を巨提草原、南方を緑野、北方を小竹河にそれぞれ境界をおく東西一千二十丈、南北四百八十七丈の地、これに買取した長柄郡と天羽郡にある田代庄を加えると、三十余町歩およそ十

藻原荘の四至が今のどの辺にあたるか、地名の手がかりもないこととて知るよしもないが、旧茂原村はこの荘園に淵源するやの見方もされる。かような藤原一族の荘園は、房総にもたくさんあり、埴生郡下にも所在したことであろう。これはまた、地方官が任期満つるも京都にかえらず、三世一身法に便乗して私墾田を開拓し、土地私有制度を復活させていた好見本でもある。

(註) 『朝野群載』は永久四年(一一一六年)三善為康編、全三十巻の古記録集で、中に次の施入帳が収められている。ここに漢文を和文に改めて掲出しておく。

藻原庄、老処。地四至、東は清水野を限る、西は巨堤葦原を限る、南は緑野を限る、北は小竹河を限る。

東西老什式拾丈、南北肆佰捌拾漆丈。

田代庄、老処は長柄郡に在り、老処は天羽郡に在り、開田參拾余町畠等、眞は券文に在り。

右の庄田等は図券公驗等の書を副えて入れ奉ること件の如し。

中んずく藻原庄は曾祖父、故從四位上黒麻呂朝臣の牧なり。墾闢して治田と爲すなり。田代庄は始め曾祖父より祖父の故從五位下春經朝臣に至り、其の間に往々買得し以て私業と爲せるなり。先考の故從四位上良尚朝臣、相承け管領するなり。菅根等は先人の生平に過庭の訓を被りて云えらく、件の両箇庄は先君の命有り興福寺に施入す可しと云う、昔先君は此の藻原庄に寢居す、即ち遺命に云う、病は膏肓深く命は旦暮に迫る、若し不諱有らば此の庄中に葬れ、汝の生時我慮かる無し、若し其の後子孫其の人に非ず転じて他人の地と爲すか、恐らく牛羊をして我が墳墓を踐ましめん、須らく汝の世に即ち興福寺に施入すべしと、仍りて遺命に隨いて件の庄中に葬る。今我が命録頗る叶い得て飢寒を免る、須らく先君の本意に隨い彼の寺に施入すべし、此の念を作し不意に遷化す、今菅根等敬い祖考の命に隨い件等の庄田を施入す。伏して願う寺家彼の庄に下知せんことを、但し天羽庄は維摩會の資用に奉り藻原庄は諸聖衆の

収公しない。天平十五年(七四三年)五月発布の墾田永代私有法(一身分に應じた一定の高を超過せず、国司の承認を得て三年以内に完了すること等の条件のもとに開墾した田地は、永代の私有が許される。これらの法令が荘園の發達をうながす直接の誘因となった。

その一方、重い課役に苦しんでいた公民たちは、重荷から逃がれる窮余の一策として己が口分田(ぐんぶん)を社寺や貴族に寄進し、競って荘園となつた。こうしてますます拡大増加の一途をたどつた不輸租の荘園は、年たつにつれて治外法権的性格を帯びるようになって、律令制の崩壊へと拍車をかけていったのである。

貴族の墮落と官僚の腐敗 しかも、これに加えて貴族官僚の綱紀腐敗と文弱は甚だしく、国司に任せられても任地に赴かず、身は中央京都にとどまって酒池肉林におぼれ、国々の府庁を留守所(すずど)と呼んで代人を派遣するか、あるいはその地の豪族に任せるといふ徹底した弛緩ぶりであった。これを遙任(まほにん)といったが、地を踏まずして収益をふところに入れる点は、最近まであった不在地主と性格を同じくする。

また一方には弘仁七年(八一六年)八月、上総国夷隅郡に怪火あつて官物の顯(た)五十七万余束が焼け、正倉六十軒も灰になるといふ事件が起つている。しかも放火犯人と目される税長久米部某は燃えさかる炎を見て罪のつがれざるを覚つてか、その場から逃走のあげく自殺してしまつた。『類聚国史』巻八四にのる官物焼亡ものがたりであるが、似たようなことはこれより前、神護景雲二年(七六九年)八月、下総国猿島郡にも起つてた。この方は『統日本紀』巻三〇

供給に奉る。願わくば此の功德を以て、先ず祖考を資するに奉じ早く漏屋を脱し、常樂我淨の城に遊び、迷風を渡り乍ら究竟涅槃の岸に触る、乃至は七世の父母、皆仏道を成さんと敬い白す。

寛平二年歲次庚戌八月五日。蔭子、藤原朝臣敏樹。藤原朝臣基風。藤原朝臣房良。藤原朝臣頭相。藤原朝臣眞興。因幡椽、藤原朝臣菅根。別当大納言卿宣を奉す、宜しく彼の寺に下知して早く領納せしむべし。同月二十日、別当左少弁藤原朝臣佐世奉る。

当時の興福寺は、藤原氏一門の私寺として全国から、こうした寄進を受けて僧兵を養い、財力・武力をもって官寺をしのいだ。

この荘園は、今の茂原附近と長柄町田代および君津郡天羽にあつたもので、奉繼・良尚・菅根の三世が相統領有していた。それを菅根のときに、父祖の遺命によって藤原氏の氏寺興福寺に施入したのである。黒鷹は親王任国以前の上総守で、宝龜八年(七七七年)一月任ぜられているから、彼が在任中にせつせと開拓した広大な私墾田ということが判る。その子孫の良尚は、茂原の地に起居して葬地までこの遺命しているが、今はその墓所さえ何処にあるものやら見当がつかない。

八世紀の初頭、養老・天平年中に国富増進のための耕地拡大策として、開墾田の奨励とその免税ならびに私有を許す政令を發布したが、富力ある藤原一族はこれに便乗して私属の人民はもとより浮浪民をも使役し、競って未開地の開拓につとめ所領の増大と飽くなき私富の蓄積を図つたのである。

(註) 養老七年(七二三年)四月発布の三世一身の法(新たに池溝などの灌漑施設をつくつて荒地を開墾した者には、多少にかかわらずその田地を三世に伝えさせ、また池溝を利用して開墾した者にはその一代の間は

に、穀六千四百斛を焼失したとある。

(註) 摘んだ稲の穂を顯(えい)といい、顯をこいて粒にしたのを穀(こく)または粃(もみ)と呼ぶ。脱穀すれば米すなわち玄米である。租の納入は稲・顯・穀・米のいずれかで、官はこれを倉庫に貯蔵した。上古は多く顯をもって納められ、これを片手ではね得る分量を単位として何束と表示された。平安朝頃から穀が交るようになり、のちには穀納が普通となつて斛で量る石・斗・升が単位となつた。

さて上述の怪火は、綱紀の紊乱が地方官吏に、骨がらみ込みこんでいたことを示す好例である。上の行なうところは下これに倣うで、官物を不正に私した役人が発覚をおそれ、あるいはごまかしのために、証拠湮滅をはかつてやつた仕業である。

そのころ、こういう奸策を弄することが全国的に流行したため、朝廷もさすがに業をにやしたとみえ、宝龜四年(七七三年)八月、次の通達を出している。

「諸国郡司焼官物者、主帳以上皆解見任、(中略)当団軍殺不救火者、亦准郡司解却」(統日本紀)

文意は、諸国郡司にして官物を焼くものは主帳から上の全員の現任を解く、また軍団も消火をおこたれば郡司と同罪たるべし、というのである。つまり、懲戒免職として厳重に処分されたわけである。

しかし改まるところなく、加えて汚職は日常茶飯事となり、地方官僚の腐敗は、もはや救いがたいものとなつていた。所在の住民の、怨嗟の的となつた役人、かくて社会不安は増大の一途をたどつたのである。

武門の興隆

こうした情勢下に、関東にくだって活躍、よく民心を掴んだ平氏は、もと藤原氏の用心棒であった。彼等は中央にあって、あらゆる栄達の道を藤原一門に独占され、みなぎる覇気を地方に発散させる以外に手がなかった。

新進気鋭の性格をもったこの用心棒が、実質的に荘園を支配して、武道をみがき財富をたくわえ、在所の豪族と婚を通じて土着したのである。彼等は多くの農民を配下とし、ついで兵馬を養成して武門武士を称した。そして子孫繁延、おのおの相承けて地方に牢固たる勢力を扶植するに至った。

関東における桓武平氏の一統、これから派生した千葉氏と上総氏が、房総を代表する武門である。

当時は荘園の領主である貴族や社寺を領家といつたが、中には年貢の一部を納めて己が荘園を皇室その他の権威者に寄せ、そのかげにかくれて特権を享受するものもあった。本家とか本所と呼ばれたのは、こういう荘園の最高領主を指している。すなわち地方豪族は、本家・領家を名目上の領主と仰いで、実質的には自分が庄司としてその地方に君臨していたのである。これが武士となって土地開墾者である名主や地主層をしたがえ、さらにその下に多くの下人と呼ばれる耕作民等が隷属して、ここに新しい階級社会が芽生えてゆくのである。これは今までと、まったくちがった絶対的主従関係を生み、やがて次代の封建制社会へと発展するわけである。

一方では荘園貴族ともいふべき、これら武門の発展が中央朝廷の威令を地に墜とし、あまつさえ土地制度を根こそぎ破壊して、郡郷

よばず一兩年をでないうちに、それぞれ誅に伏して事件は落着いたが、これが朝野を震撼させたことは非常なものであった。

同時に、新たに興起した武士の実力を天下に示し、武門の勢力はこれをキッカケとして勃然と頭をもたげた。そのころ、将門のよう志を得ざる在野の不平分子は、全国に満ちあふれていたのである。

将門は桓武天皇の皇子、葛原親王の玄孫にあたり、鎮守府將軍平良將の第三子として生れた。青年のころ、京にあって摂政の藤原忠平に仕え、檢非違使に就職することを願って断られ、父祖の地下総国豊田郡に帰って相馬小二郎を称した。そして徒党をひきいて常陸各地を掠めて領有し、次第に勢力を拡大していった。

たまたま前常陸大掾源護の子、扶・隆・繁の三人と婦女のことで争うに至ったが、このとき将門の伯父常陸大掾平国香(良望)は三子に味方し官威をかりて庄迫したので、承平五年(九三五年)二月、彼等を常陸府中(今の石岡市)に攻めて殺した。国香の子貞盛は、下総介平良兼(これも将門の伯父)と兵をあわせて将門と戦ったが大敗し、わずかに身をもって京都にのがれ、これを訴えた。よって朝廷は将門を罪科に問わんとしたところ、彼も京都にのぼって具さに事情を陳述したため許された。

越えて天慶二年、事によって常陸国司藤原惟幾を攻めて捕虜とし、これを好機とばかり、常陸・下総から下野・上野の一带を侵略したのである。しかも、いたるところ人心を収攬して、ついに関八州を勢力圏とした上、下総猿島郡岩井(いま茨城県)に偽宮を造営し文

等の行政機構を麻痺させてしまふのである。それにともなって、朝廷貴族である藤原氏の衰運は急坂を下るがごとく進んで、もはや昔日の面影をとどむべくもなかった。

代って、新興の武門棟梁が着々と実力をたくわえ、次の階級社会を育成し支配する機運は熟していった。しかも、それら武門の配下として第一線に活躍する関東武士は、質実剛健でよく困苦にたえ、日夜広大な平原を馳駆して兵馬の術に長じていた。封建社会の金科玉条、いうところの武士道は、これらの関東武士の間から発祥し、そして完成されていったものである。

のちに南北朝時代、かの楠正成をして「力をもって戦わば六十余州の兵を合するも、武相二州の兵に敵すること能わず」と嘆息の声を吐かせたが、それほどに西日本の武將を畏怖せしめたのである。

この場合の武相二州の兵とは、鎌倉武士すなわち関八州の武士のことである。由来、関東の壮丁は鎮西の防人や征夷の鎮兵このかた、その精鋭無比の勇猛ぶりを天下にうたわれていたのである。

将門の乱 既得権益の上に安座して、わが世の春を謳歌する藤原一門を驚倒させたのは、東国におこった将門の叛乱、史家のいう天慶の乱である。天慶二年(九三九年)十一月二十一日、常陸を押し領した平将門は、常陸を根拠地として全関東を一大争乱に捲きこむ口火を切った。時に、あたかも東西相呼応することく、前伊予椽藤原純友も西海に反軍の烽火をあげたのである。

両者ともに、藤原一族の跋扈する中央政界に立身出世の希望を絶たれ、地方にくだって武門の棟梁となったものである。まだ力お

武百官を置いたという。

朝廷は直ちに、藤原忠文を征東大將軍として討伐に下らせたが、到着にさきだつて国香の子貞盛と下野国押領使の藤原秀郷連合軍に滅ぼされてしまった。

『本朝文粹』には、翌くる三年一月十一日の太政官符をのせているが、文中に「国家開闢以来本朝叛逆の甚だしき、未だ此の如きものあらず」と、当時のおどろきぶりのほどを伝えている。

将門についての伝説地は、関東各地におびただしくあって、下総から上総武射郡にかけてもたくさんこっているが、長柄・殖生郡以南には将門来往の伝説を聞かない。ただ旧鶴枝村上永吉(現茂原市)の八幡神社に、

「社伝によれば平貞盛の創建にかかる、天慶二年十二月平将門下総に乱を起し平新皇と称せり、藤原秀郷・平貞盛と兵一万九千を率ひて之を征す、将門戦敗れて逃走するや貞盛之を追ひ汝は父の仇なればと、心に宇佐八幡を念じ放つ矢は過たず将門を射落したり、功によりて貞盛は上総国を賜はり従五位上に叙せらる、此に於て貞盛深く八幡宮の冥護と感じ、領国上総永吉邑に社を建てて之を祭り、二百貫を以て社領となし、且つ将門を射し矢の根を奉納せり」(長生郡郷土誌、二五九頁)

とあり、また同書に「旧記に依れば平将門の一族兵庫頭將成なる者、同村上永吉坊谷に通れ来り、子孫土着して此の地方に住居せり」云々と記されているだけである。もとより伝説であつて、直ちに信をおくべきところではないが、あるいは南にかたよつた地として、

この大乱に直接の関係がすぎたため、少ないのであろうか。

しかしながら、間接には相当の被害があったと考えられる。承平五年より天慶三年までの前後六年間にわたる大争乱とそのあとしまつが、関東諸国を荒廃させたことは想像を絶するものがある。北上総と下総・常陸一帯の随処に戦場が展開して、農耕も機械の業も能わずというありさまであった。したがって、東上総地方も大なり小なり余波をうけて生産低下し、あたりの農漁村は疲弊を避けられなかったであろう。

天慶八年に、諸国の貢物を上・中・下・無品・鹿・不貢の六等級に品定したとき、この関東有数の物資ゆたかを誇る房総が、最下等に近い第五位の鹿に当たっているのは、乱後五年にしてなおも生産が復興しなかった事実を、よく証明するものである。

次にこの大乱を契機として、関東に源氏の勢力がはじめて進出したが、これは重視すべきことである。

すなわち源経基が、将門および西国の純友を討伐した功によって、武蔵守兼鎮守府将軍に任ぜられ、その子孫が関東各地に繁延するようになったのである。

忠常の乱 将門の乱があったから八十九年目に、こんどは前上総介平忠常（忠恒）が上総の一角に叛旗をひるがえした。

これがまた平安朝悼尾の大事件として、朝野をおどろかせたことは大変なものであった。史家は、これを長元の乱という。前回とちがって規模はちいさく、舞台は房総半島にとどまったが、こんどは争乱の渦中に入っただけに、長生郡地方のこうむった戦禍は激甚を

棄てて逃散し、田島は荒野と化して耕作するものもなく、いたるところに婦女子の餓死を見た旧記に記されている。

耕作になじんで、民力がようやく安定すると、これを基盤として次の武力戦が展開されるのだから、いつの世になっても農民の生活に花は咲かなかったわけである。

この大乱が平定すると、将門の乱鎮圧によって進出した源氏の勢力は、いよいよ関東においてゆるぎないものとなった。源家に対する人気、その勢威は、関八州に鳴りひびいたのである。ことに頼信の子の頼義と、その子八幡太郎義家が前九年（一〇五二—一〇六二）年、後三年（一〇八三—一〇八七年）の両役に奥羽の強豪清原一族を征伐してから、威名はいよいよ高く、諸豪族の来たつて帰服するもの相次いだ。

これまで関東各地に勢力をはっていた平氏一族も、そろって傘下に加わるようになった。殊に後三年の役後、義家が奏上して官符を請うたところ、朝廷はこれを私闘なりとして功賞のことなく、やむを得ず私財を投げだして多くの将士の論功行賞をすませてより、関東武士は皆口をそろえて、「むしろ朝廷に背くとも源氏に叛するなかれ」といって、感激また忠誠を誓った。

乱を起した忠常の子、常将はゆるされて上総介となり、上総に居住して頼信・頼義に従い、永承年中（一〇四六—一〇五三年）頼義の奥州征討に従軍して功をたてた。その子常長は下総権兼兼武蔵押領使に任ぜられ、康平年中（一〇五八—一〇六五年）頼義について安倍貞任を討ち海東将軍となった。

きわめた。

忠常は、相模国村岡の住人平良文の孫にあたり、上総介兼武蔵押領使として上総大椎（山武郡土気町）に居城をかまえ、のちに下総大友（香取郡東庄町）に移って房総に覇をとなえていた。勢にまかせて租税は収めず、調庸を横どりして富力をたくわえ、長元元年常陸介平正度と私事から争をおこし、下総国司藤原包昌の調停をも聞かず、却ってこれを攻めるといふ乱暴ぶりであった。

次いで上総国府に兵を進め国司平為政一族を捕え、さらに安房をおかして国守平惟忠を焼殺し、かくて房総全土に暴威をふるったのである。

朝廷は検非違使平直方を急破して追討をはかったが、却って破られ、安房国司のごときは命からがら京都に逃げかえるありさまであった。ために、三年三月直方を召還し、かわって甲斐守源頼信はじめ坂東各国の国司に、忠常追捕の勅命をくだした。この間、三年の歳月を経過しているから、思うに関西軍は、忠常のひきいる房総軍に対して、まったく歯がたたなかつたものであろう。さてこそ朝廷も、関東の強兵は関東の精銳をもって討つべしときめたわけである。

さすがに忠常も、頼信連合軍来たと聞いて大いにあわて、翌く四年四月突如降伏し、頼信にもなわけて京都に上る途中、美濃国野上の里（蜂屋庄）で病のため斃れてしまった。

これでやっと、前後四年にわたる大騒動も片づいたが、房総三國の荒廃は将門の乱後にもまして惨憺たるものであった。住民は家を

更に、その子常兼は義家に従って清原武衡・家衡を征し、大いに武名を揚げ、のちに下総・上総介となつて、上総国大椎に居城をかまえた。

その長子を常重と云い、下総権介となり同国検非違使を兼ねたが、大治元年（一一二六年）千葉城に移った。これが千葉氏の祖といわれている。

次子を常家と云うが、この方は上総権介となつて長柄郡一宮の大柳館に居住している。この子孫が上総氏として繁栄するのである。

かくして源平二氏の緊密な主従関係が、ここに出来あがったのである。

またこれが、後年の源家再興、頼朝の関東挙兵から、ひいて鎌倉幕府の生誕にも、つながっていくわけである。その子孫、常胤（千葉氏）および広常（上総氏）については、後の章に述べることにする。

鎌倉時代までの千葉氏略系を『尊卑分脈』その他によって、左に掲出して参考とする。これには、通説で常兼の弟という常家すなわち上総氏の祖なく、常時が上総広常の祖となっている。

つづいて次に載せたのは、『千葉大系図』から抜萃した上総氏系図である。

両者をあわせみることによつても、出自の概要をつかむだけで、後に述べるように、正確なことは捕捉しがたいのが戦国武将の家系である。

